

今後の防衛生産・技術基盤について

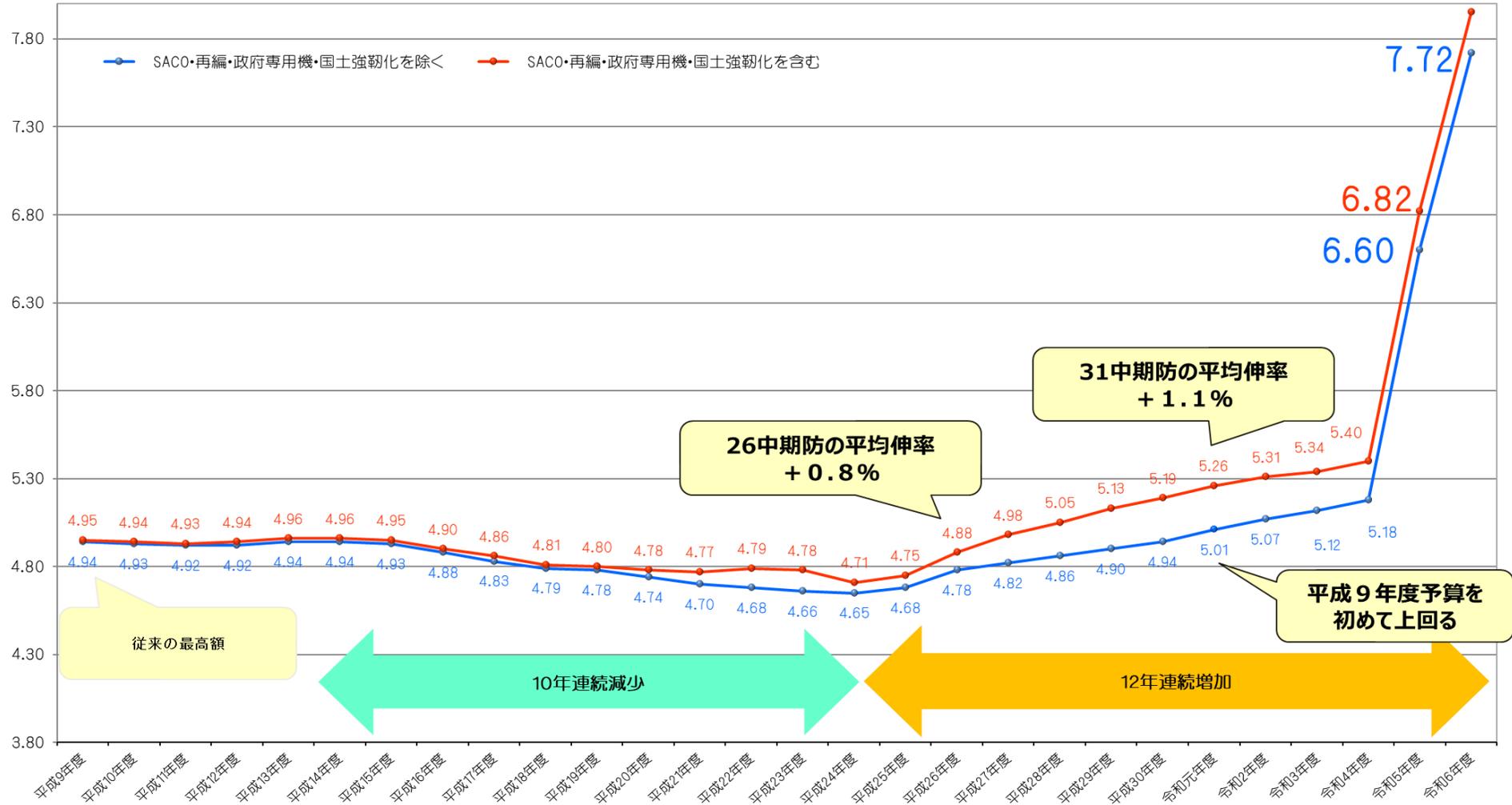
2024年3月
防衛装備庁 装備政策部 装備政策課長
伊藤 和己

目次

- ① 国家防衛戦略・防衛力整備計画 ……p. 4
- ② 防衛生産基盤の強化 ……p. 1 1
- ③ 防衛技術基盤の強化 ……p. 1 6
- ④ 防衛装備移転の推進 ……p. 2 3

歳出予算の推移（当初予算）

(単位：兆円)



(注1) 新たな政府専用機導入に伴う経費は、平成27年度から令和4年度に計上している。
 (注2) 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に係る経費は、令和元年度及び令和2年度に計上している。



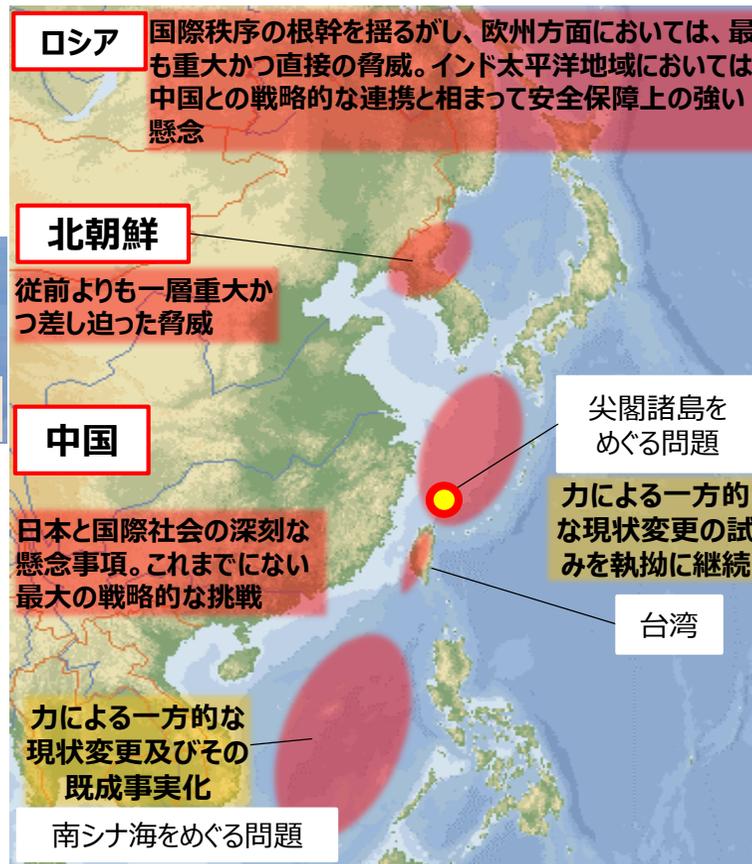
国家防衛戦略・防衛力整備計画 のポイント

国家防衛戦略・防衛力整備計画のポイント

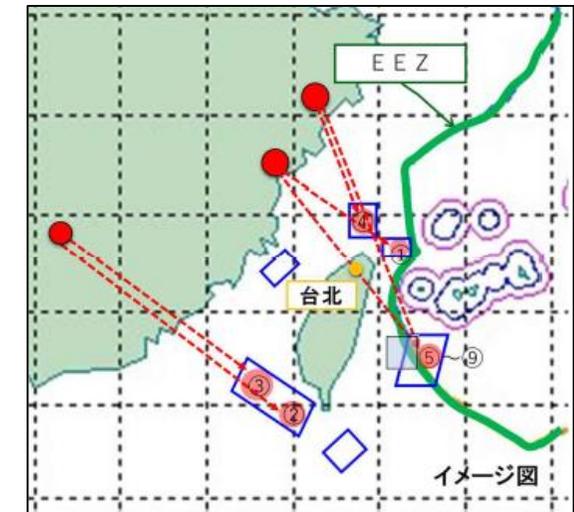
我が国は、戦後、最も厳しく複雑な安全保障環境に直面

- ・我が国周辺国等が軍事力を増強しつつ軍事活動を活発化。我が国はその最前線に位置
- ・インド太平洋地域でこうした活動が同時に行われる場合、どのような影響を及ぼすか注視が必要
- ・新しい戦い方が顕在化中、それに対応できるかどうかが今後の防衛力を構築する上での課題
- ・我が国の今後の安全保障・防衛政策の在り方が地域と国際社会の平和と安定に直結

我が国周辺国等の軍事動向



尖閣諸島周辺で活動する中国軍艦艇



中国が台湾周辺に向けて発射した9発の弾道ミサイルのうち、5発が我が国のEEZ内に着弾(2022年8月4日)

新しい戦い方の顕在化

- 精密打撃能力が向上した弾道・巡航ミサイルによる大規模な**ミサイル攻撃**
- 情報戦を含む**ハイブリッド戦**



ロシアはウクライナ全土に対し、
5,000発以上の弾道・巡航ミサイルを使用

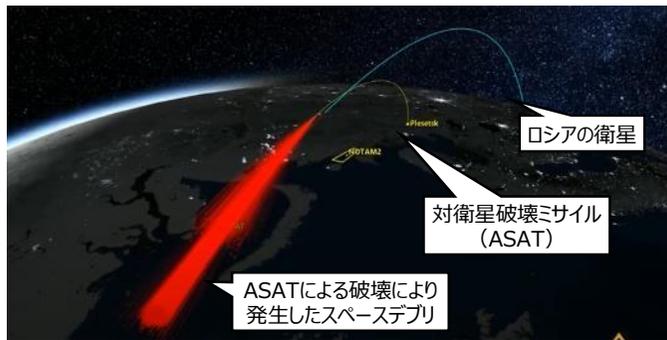


露軍のミサイル攻撃により破壊されたミコライウ州庁舎
(2022年4月2日ウクライナ緊急事態庁公表画像)



ウクライナ領クリミア半島の行政・軍事拠点を占拠した覆面部隊
(2014年2月)

- 宇宙・サイバー・電磁波の領域や無人アセットを用いた**非対称的な攻撃等**



2021年11月15日、ロシアが対衛星破壊ミサイル(ASAT)により自国衛星の破壊実験を実施。低軌道上に多数のスペースデブリが発生



2023年1月1日、沖縄・宮古島間を通過した中国軍の偵察型無人機

- **核兵器による威嚇も生起**

◎「露による**核兵器使用**は我が国の存亡に関わる脅威にさらされれば、**あり得る**」
(2022年3月ペスコフ露大統領報道官)

◎「**ロシアの領土一体性が危険にさらされた場合には**、ロシア及びロシア国民を守るため、我々は、当然、我々が保有する**あらゆる手段**を利用する」
(2022年9月プーチン露大統領)

我が国の国家安全保障戦略・防衛の基本方針

国家安全保障戦略・国家防衛戦略によると・・・

- ・外交、防衛、経済、技術、情報等の総合的な国力を有機的・効率的に用いて国益を確保するための戦略的なアプローチを推進
- ・その上で、3つの防衛目標を達成するための3つのアプローチと手段により、あらゆる努力を統合することで、国民の命と平和な暮らし、そして、我が国の領土・領空・領海を断固として守り抜く

3つの防衛目標

①力による一方的な現状変更を許容しない安全保障環境を創出



G7広島サミットを主催する岸田総理大臣（2023年5月）

②力による一方的な現状変更やその試みを、同盟国・同志国等と協力・連携して抑止・対処し、早期に事態を収拾



中国の力による一方的な現状変更の試みと活動の活発化

③万が一、我が国への侵攻が生じた場合、我が国が主たる責任をもって対処し、同盟国等の支援を受けつつ、これを阻止・排除



ロシア軍によるウクライナへの全面侵攻

防衛目標を達成するための3つのアプローチ

①我が国自身の防衛体制の強化

- 我が国の防衛力を抜本的に強化
- 国全体の防衛体制を強化

・防衛力は、我が国の安全保障を確保するための最終的な担保であり、我が国を守り抜く意思と能力を表すものであり、他の手段では代替できない。その「最後の砦」として中核を担うのは自衛隊

・脅威は能力と意思の組み合わせで顕在化すると、意思を外部から正確に把握することは困難。国家の意思決定過程が不透明であれば、脅威が顕在化する素地が常に存在

・このような国から自国を守るためには、力による一方的な現状変更は困難であると認識させる抑止力が必要であり、相手の能力に着目した防衛力を構築する必要

・また、新しい戦い方にも対応できるよう、防衛力を抜本的に強化することで、相手に我が国を侵略する意思を持たせないようにする



次期戦闘機（イメージ）

② 日米同盟の抑止力と対処力の強化

“日米の意思と能力を顕示”



2023年1月11日、日米安全保障協議委員会（日米「2+2」）が開催され、それぞれの役割・任務・能力などに関して議論



海自護衛艦「いずも」への米海兵隊 F-35B の着陸（2021年10月3日）

③ 同志国等との連携の強化

“一か国でも多くの国々との連携を強化”



2023年1月11日、日英首脳会談に際して、岸田総理と英国のスナク首相は日英円滑化協定(RAA)に署名



日米英蘭加新共同訓練（2021年10月）

防衛力の抜本的強化の7つの分野

- ・核以外のあらゆる行動に対応することを念頭に、**7つの柱で防衛力を抜本的に強化**
- ・核の脅威については、米国の拡大核抑止をもって対応し、信頼性を向上

- 我が国への**侵攻そのものを抑止**するために、遠距離から侵攻戦力を阻止・排除

①スタンド・オフ防衛能力

②統合防空ミサイル防衛能力

- 万一**抑止が破れ、我が国への侵攻が生起した場合**、①②の能力に加え、有人アセット、更に無人アセットを駆使しつつ、水中・海上・空中といった**領域を横断して優越を獲得し、非対称的な優勢を確保**

③無人アセット防衛能力

④領域横断作戦能力

⑤指揮統制・情報関連機能

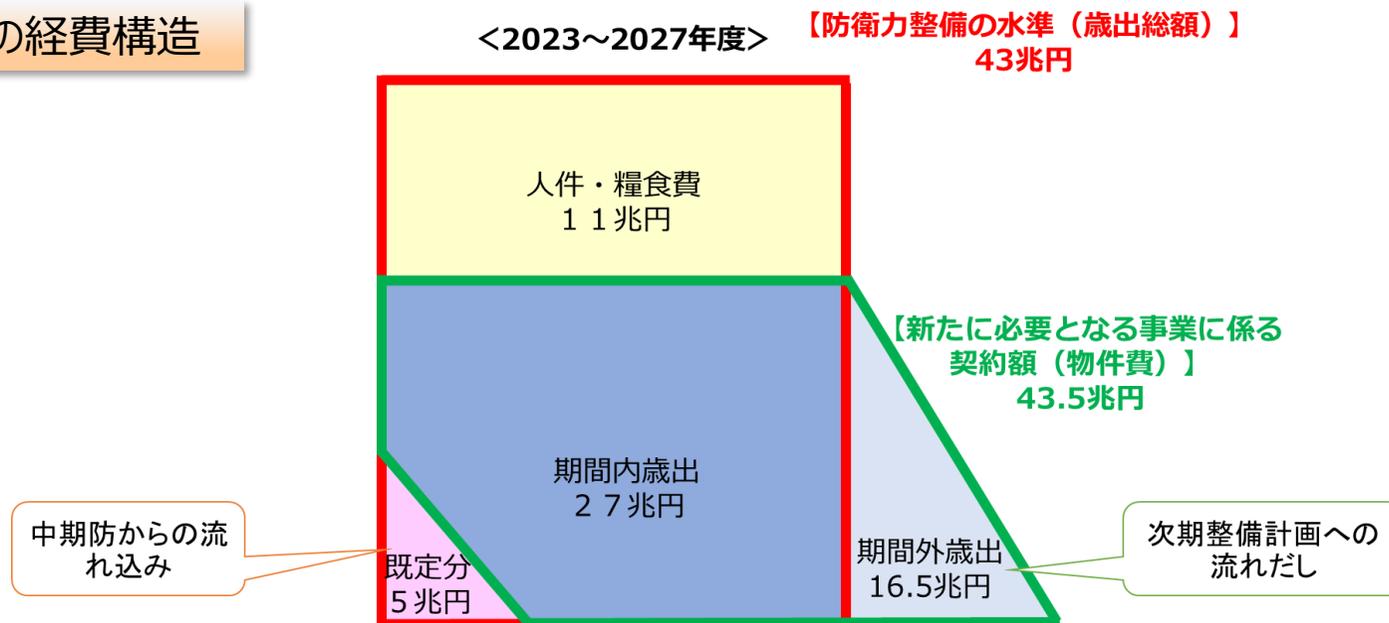
- **迅速かつ粘り強く活動**し続けて、相手方の侵攻意図を断念

⑥機動展開能力・国民保護

⑦持続性・強靱性

5年間で必要となる経費

防衛力整備計画の経費構造



防衛力整備計画 経費の概要

	防衛力整備計画 (2023~2027年度)	01中期防 (2019~2023年度)
防衛力整備の水準	43兆円程度	27兆4,700億円程度
各年度の予算編成に伴う防衛関係費	40兆5,000億円程度	25兆5,000億円程度
新たに必要となる事業に係る契約額（物件費）	43兆5,000億円程度	17兆1,700億円程度

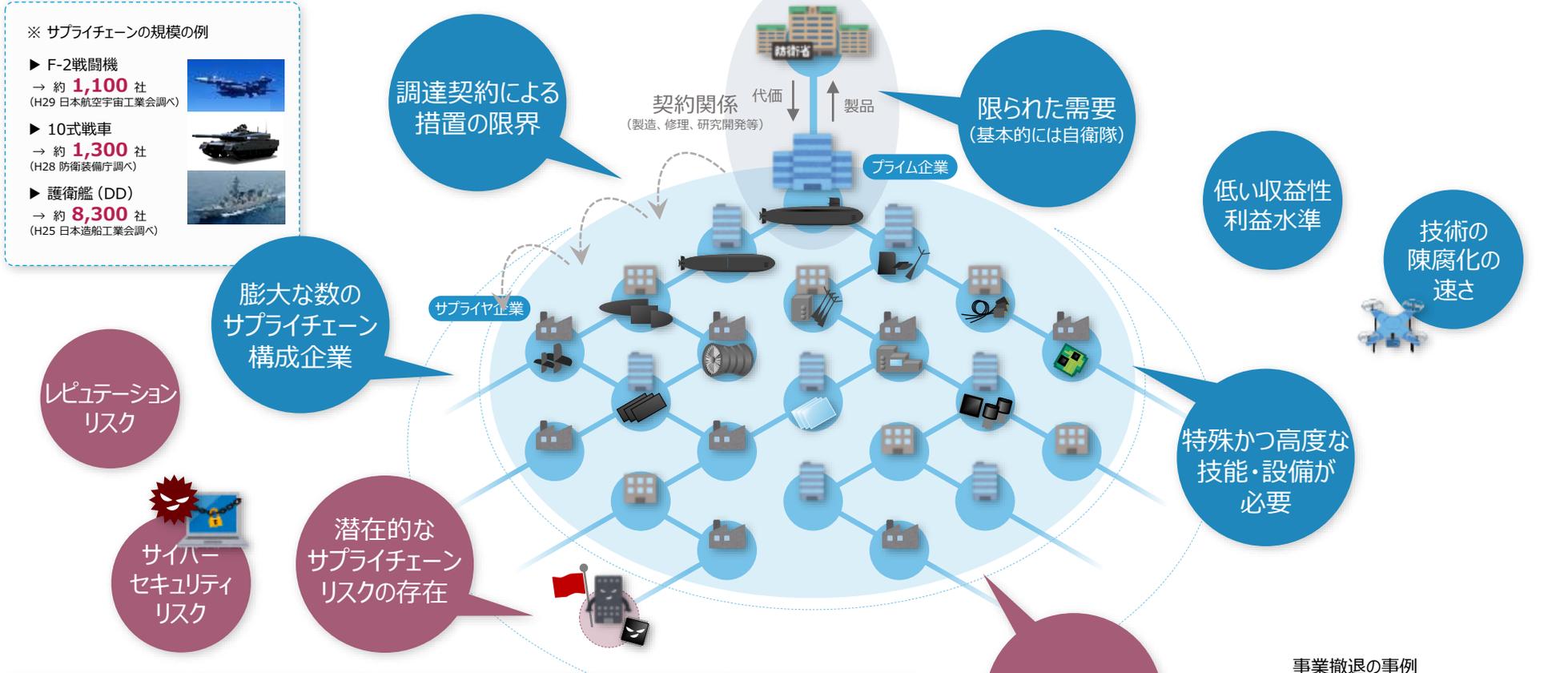


防衛生産基盤の強化

いわば防衛力そのものとしての防衛生産・技術基盤

我が国の防衛産業の特性と直面する様々な課題

▶ 防衛力の抜本的強化のためには、我が国の防衛産業における装備品等の開発・生産の基盤の維持・強化がますます重要に。



<p>(1) 懸念部品リスク</p> <p>悪意あるソフトウェアが組み込まれた部品等により、装備品等の機能・性能に支障を来し、又は情報が窃取される等のリスク</p>	<p>(2) 懸念工程リスク</p> <p>製造設備の脆弱性や、懸念ある者への業務委託により、生産の停止や情報の窃取等が生起するリスク</p>	<p>(3) 外国規制リスク</p> <p>外国の国内法令の輸出規制等により、当該国で生産される素材や部品の供給が途絶するリスク</p>	<p>(4) 外国資金リスク</p> <p>投資を介した外国からの影響力の行使による、部品/役務の供給等が途絶するリスク</p>	<p>(5) 事業撤退リスク</p> <p>サプライヤの撤退や倒産により、当該サプライヤの生産する部品の供給が途絶するリスク</p>
---	--	---	---	---

相次ぐ事業撤退 (供給途絶の懸念)

事業撤退の事例

住友電気工業(株) (2007)	航空機用レドーム
横浜ゴム(株) (2009)	航空機用タイヤ
(株)小松製作所 (2019)	車両
(株)ダイセル (2020)	射出座席、火工品
三井E&S造船(株) (2021)	艦船 ※ 三菱重工業(株)が承継
住友重機械工業(株) (2021)	次期機関銃
横河電機(株) (2021)	航空機用ディスプレイ ※ 沖電気工業(株)が承継

防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律



(3-③ 参考) サイバーセキュリティ強化
基盤強化の措置 (イメージ)

1 防衛産業の位置付け明確化

- ▶ 装備品等の開発・生産の**基盤の維持・強化**について、その**重要性が一層増している**ことを明確化。
- ▶ 基盤の強化に関する基本方針を防衛大臣が定め、公表。

2 サプライチェーン調査

- ▶ 国が調査を実施し、**サプライチェーンリスクを直接把握**。
 - ▶ 調査に対する**事業者の回答**については、**努力義務**。
- 調査結果を基盤強化の措置に活用。



(4 参考) 装備移転
移転対象となり得る防空レーダー

3 基盤強化の措置

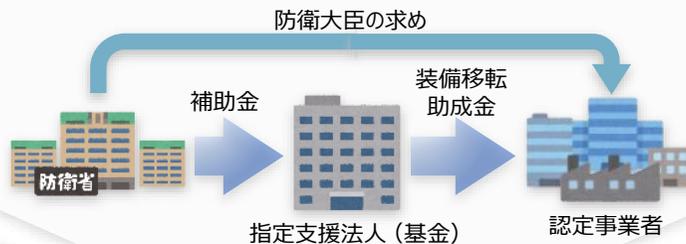
- ▶ 基盤の強化に資する事業者の取組を認定の上、(サプライヤ企業に対しても) **直接的に経費を支払**。
- サプライチェーンリスクへ対応し、基盤強化を推進。



- ① サプライチェーンリスク対応
- ② 製造工程効率化
- ③ サイバーセキュリティ強化
- ④ 事業承継等

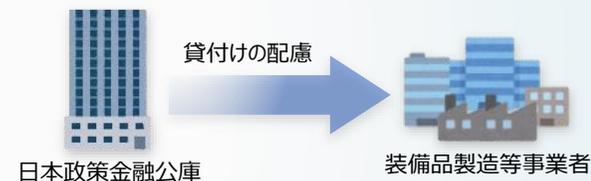
4 装備移転円滑化措置

- ▶ 装備移転のため、移転対象の装備品等の**仕様・性能等**を国の求めにより**変更する場合**に、**必要な費用を助成**。



5 資金の貸付け

- ▶ 株式会社日本政策金融公庫により、装備品等の製造等に**必要な資金の貸付けを配慮**。



6 製造施設等の国による保有

- ▶ 他の措置を講じてもお他に手段がないとき、**国が製造施設等を取得し、事業者に管理を委託**。
- 装備品等の製造等や適確な調達を確保。



7 装備品等契約の秘密保全

- ▶ 装備品等に関する機微な情報の保全強化のため、**契約上の守秘義務から法律上の守秘義務へ**。



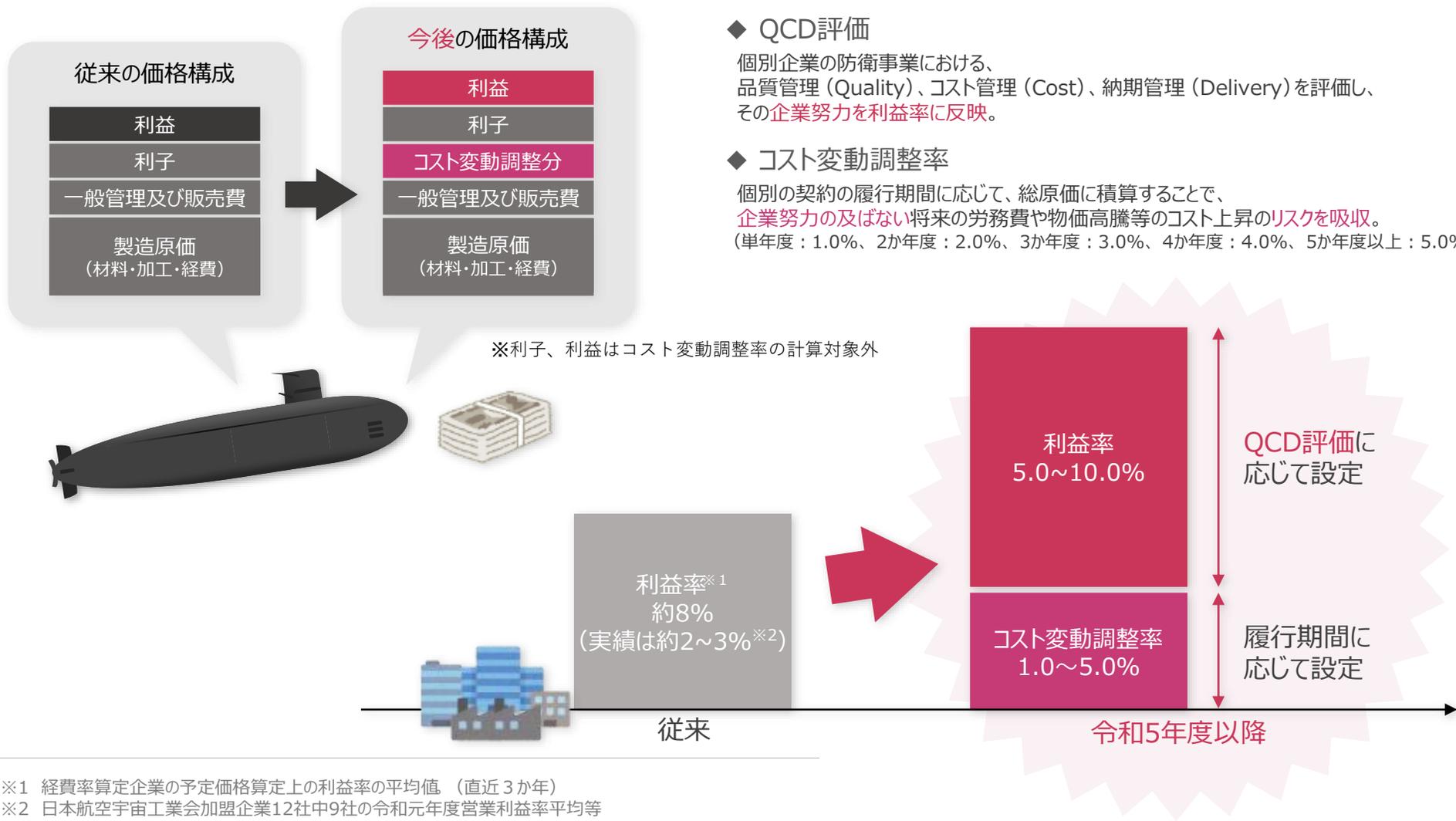
(3-② 参考) 製造工程の効率化
上: 従来の手作業による製造工程
下: 金属3Dプリンタ導入による自動化 (イメージ)



(6 参考) 米国における製造施設等の国有事例
上: 空軍 United States Air Force Plant4
下: 陸軍 Joint Systems Manufacturing Center

企業努力を反映する適正な利益の算定

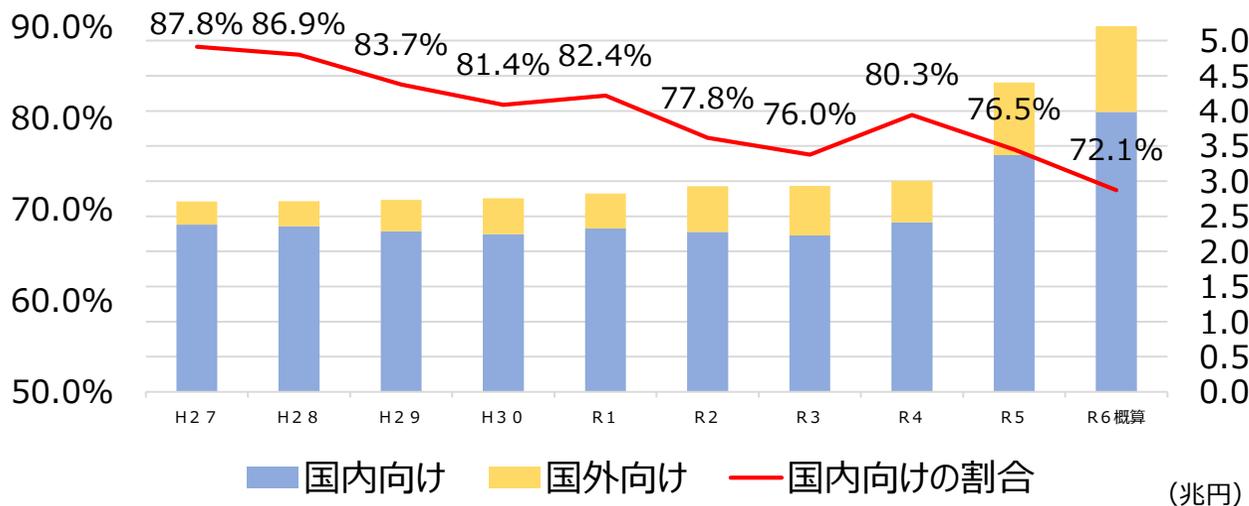
- ▶ 防衛事業は、高度な機能・性能や保全措置が求められ、多大な経営資源の投入が必要。魅力化は不可欠。
- ▶ 他方、防衛事業の利益は、企業から「契約履行中のコスト上昇等によって圧迫され、適正に得られていない」という声が散見。かかる状況を踏まえ、企業の努力を反映した利益の在り方へと改善。



防衛力強化の国内経済への波及効果

- ▶ 日本経済の成長には、安定しかつ見通しがつきやすい国際環境が不可欠。
同時に、防衛力の強化には、日本経済の安定的な成長が重要
- ▶ 国際社会が戦後最大の試練の時を迎える中、国民生活や経済活動に対するリスクが顕在化し、企業の生産やサプライチェーンにも負の影響。防衛力の抜本的強化は、力による一方的な現状変更を抑止することで、こうしたリスクや影響を極小化し、経済成長や企業活動をより強固なものにする
- ▶ 今後の防衛力の抜本的強化は国内産業に寄与し、防衛生産・技術基盤の維持・強化は経済成長の観点からも重要

防衛関係費（物件費）に占める国内向け支出の割合



注1：SACO関係費、米軍再編関係経費のうち地元負担軽減分及び防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に係る経費等を除く。
 注2：国内予算比率は、歳出ベースのうち、FMS、一般輸入、国産品中の輸入（R&Dを含む）の予算を除いたもの。
 注3：令和3年度以降予算額にはデジタル庁に係る経費を含む。

サプライチェーンの規模の例

- ▶ F-2戦闘機
→ 約 **1,100** 社



(H29 日本航空宇宙工業会調べ)

- ▶ 護衛艦 (DD)
→ 約 **8,300** 社



(H25 日本造船工業会調べ)

- ▶ 10式戦車
→ 約 **1,300** 社



(H28 防衛装備庁調べ)



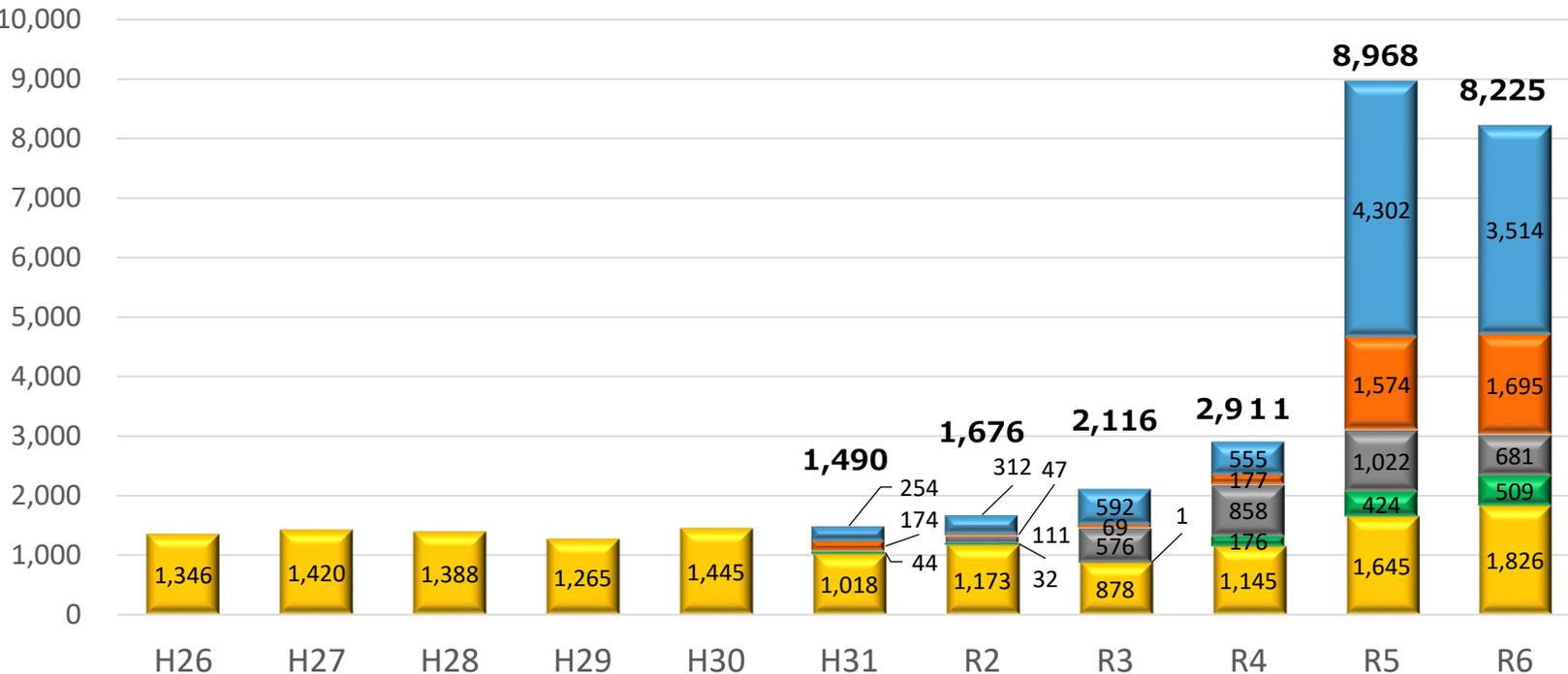
防衛技術基盤の強化

防衛技術を取り巻く環境変化と研究開発費

1. 将来の戦い方に直結する装備分野に集中的に投資するとともに、研究開発プロセスに新しい手法を取り込むことで、研究開発に要する期間を飛躍的に短縮し、将来の戦いにおいて実効的に対処する能力を早期に実現
2. そのため、継続して事業を推進するとともに、防衛イノベーションや画期的な装備品等を生み出す機能を抜本的に強化し、防衛分野の技術的優越を確保するために必要となる研究開発費として、令和6年度は契約ベースで **8,225億円** を政府予算案に計上

研究開発費の推移(契約ベース)

(億円) ■ 技術基盤の強化等 ■ 無人アセット 防衛能力 ■ 次期戦闘機 ■ 統合防空ミサイル防衛能力 ■ スタンド・オフ防衛能力



12式地对艦誘導弾
能力向上型



GPI (イメージ)
(米ミサイル防衛庁提供)



次期戦闘機



研究開発事業の戦略的な発信に関する取組

- 企業等の予見可能性を高めるため、防衛省が重視する技術分野や研究開発の見通しを、戦略的に発信
- ⇒ 従来の「防衛技術戦略」、「中長期技術見積り」、「研究開発ビジョン」を刷新し、「防衛技術指針2023」を令和5年6月に公表
- ⇒ 文書の公表だけでなく、研究開発事業に係る動画の公表や展示会への出展を通じ、効果的に情報を発信

戦略的な発信の重要性

- ✓ 早期装備化を実現するためには、企業等の予見可能性を高めることは極めて重要
- ✓ 予見可能性が高まれば、企業等による自主的な投資を促進することとなり、また、防衛産業において装備品等の研究開発や量産に対応できるよう人員や施設等の基盤を維持するインセンティブにつながる

➤ 「防衛技術指針2023」の公表



2016年
防衛技術戦略



2016年
中長期技術見積り



2019年
研究開発ビジョン

刷新



2023年
防衛技術指針2023

➤ SNSを活用した動画による情報発信

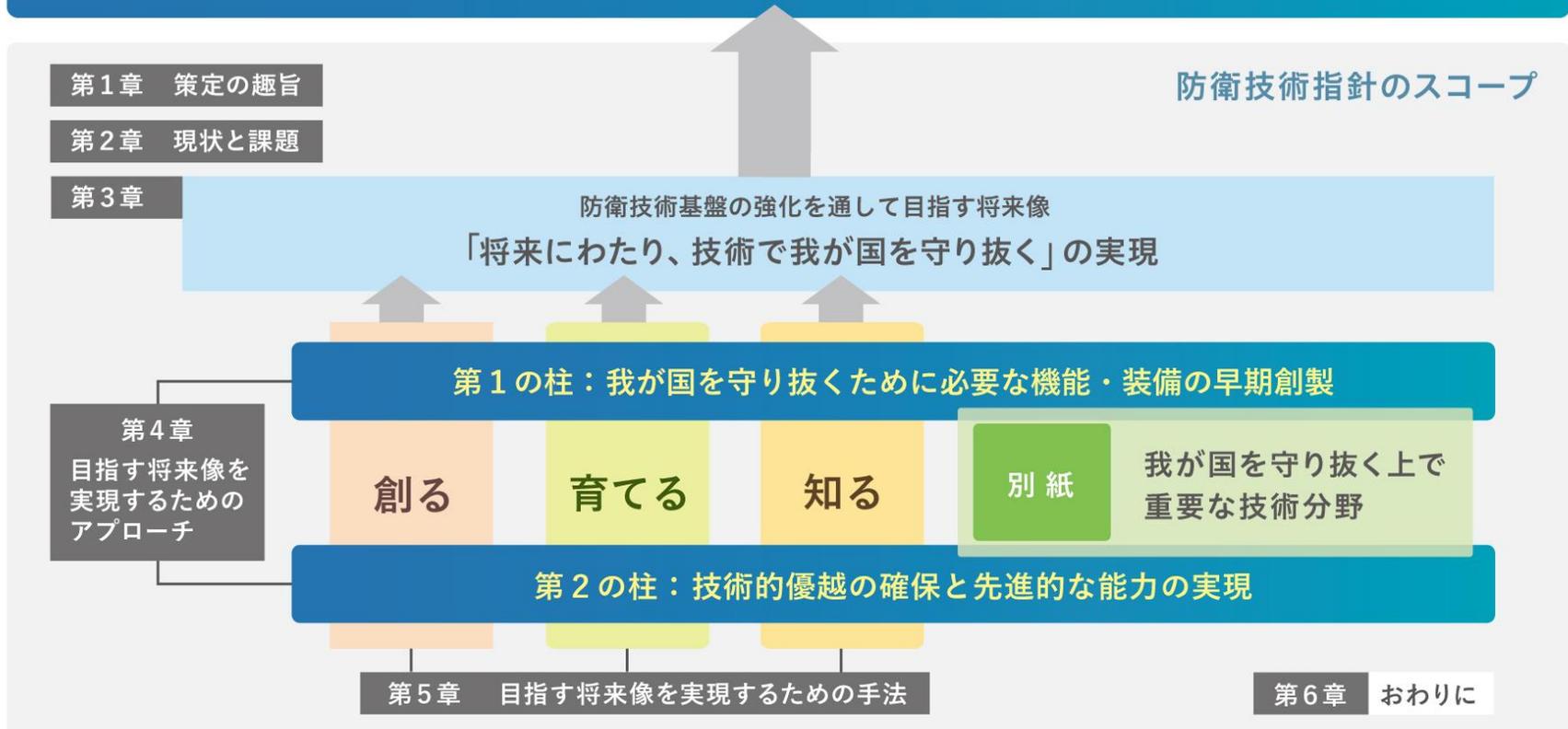


防衛技術指針2023（位置づけと構成）

【防衛技術指針2023策定の目的】

- 国家安全保障戦略等3文書で示された、防衛技術基盤の強化の方針を具体化する。
- 防衛技術基盤の強化に必要な各種の取組を、省として一体的かつ強力に推進する際の指針となるよう、取組の方針をまとめる。
- 省外に防衛省が重点的に研究開発等を進める技術分野を示すことで、企業等の予見可能性を高めるとともに、省外との共通認識を醸成し、技術的な連携の基盤構築を目指す。

国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画の目標達成



防衛技術指針2023（我が国を守り抜くために重要な技術分野）

我が国を守り抜くための機能・能力

物理分野で優勢を獲得するための機能・能力

情報分野で優勢を獲得するための機能・能力

認知分野で優勢を獲得するための機能・能力

隊員の負担、損害を局限しつつ、隊員以外の付随的な損害も局限する無人化、自律化

従来使っていなかったプラットフォームの活用

より早く、正確に情報を得るためのセンシング

従来使っていなかったエネルギーの活用

膨大な情報を瞬時に処理するためのコンピューティング

新たな機能を実現する素材・材料、新たな製造手法

これまで見えなかったもの(例えば遠くのもの、電磁波や隊員の意思決定プロセス)の見える化

仮想、架空情報をあたかも現実かのように見せる能力

未来の状況を予測して先手を打つ判断能力の強化

組織内外において、どこでも誰とでも正確、瞬時に情報共有を可能とするネットワーク

認知能力の強化

効率的、効果的にサイバー空間を防御する能力

我が国を守り抜く上で重要な技術分野

従来の装備の延長ではない、未来の活動に資する新しい機能・能力の創出

防衛技術基盤の抜本的強化策について

- 将来の戦い方に直結し得る装備・技術分野に集中的に投資。
- 企業等の予見可能性を高めるため、防衛省が重視する技術分野や研究開発の見通しを、戦略的に発信。
- 防衛装備庁として、民生先端技術を幅広く取り込む、研究開発を強化。併せて、関係府省との連携強化。防衛イノベーションや画期的な装備品等を実現するため、防衛イノベーション技術研究所(仮称)を創設。

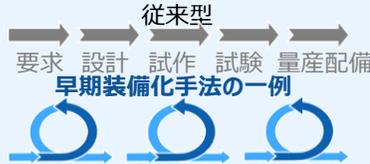
防衛直結の独自研究開発

① 防衛省による、集中的な研究開発投資

- 概ね10年後までの主な事業の例
 1. スタンド・オフ防衛能力
 2. HGV等対処能力
 3. ドローン・スウォーム攻撃等対処能力
 4. 無人アセット
 5. 次期戦闘機に関する取組
 6. その他抑止力の強化
- 10年より先も見据え、防衛用途に直結し得る技術に重点的に投資し、早期に技術獲得。

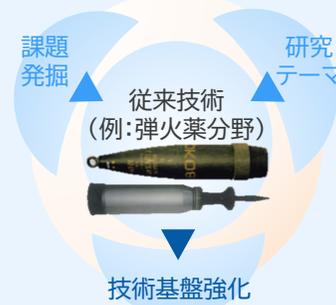
② 早期装備化を実現する研究開発

- 従来型とは異なる、新たな研究開発の手法を導入。
- 要求性能等を柔軟に設定・変更。
設計・試作・部隊配備・運用、フィードバック、改善・能力向上のサイクルを早く回す。



③ 従来技術(レガシー技術)も維持・向上

- 先進的な能力を実現する上で必要な基盤となる従来技術について維持・向上のための措置。



④ 企業等の予見可能性を高める、戦略的な発信

- 従来の「防衛技術戦略」、「中長期技術見積り」、「研究開発ビジョン」を刷新するため、「防衛技術指針2023」を令和5年6月に公表。



2023年
防衛技術指針2023

民生先端技術の取込み

⑤ 令和6年度に、防衛装備庁に、防衛イノベーション技術研究所(仮称)を創設

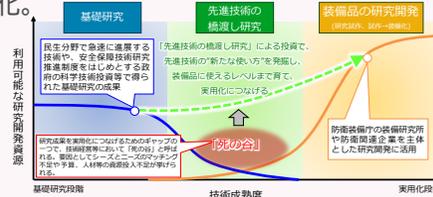
- 防衛イノベーションや画期的な装備品等を生み出す機能を抜本的に強化するため、防衛イノベーション技術研究所(仮称)を創設。
- 米国DARPA(国防高等研究計画局)やDIU(国防イノベーションユニット)における取組を参考に、これまでとは異なるアプローチ、手法を採用。



- これにより、変化の早い様々な科学技術から、将来の戦い方を大きく変える革新的な機能・装備を創出。

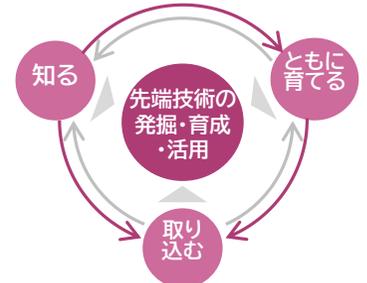
⑥ 革新的な民生先端技術の発掘・育成・取込を強化

- 安全保障技術研究推進制度(防衛省ファンディング)では、他省庁の投資が期待し難く、防衛用途に直結し得るテーマを設定。基礎研究レベルの技術に対し、防衛省自身が引き続き投資。
- 先進技術の橋渡し研究により、防衛省ファンディングの成果や他省庁の科学技術投資の成果、民生分野の先進技術等のうち有望なものを、防衛用途に必要なレベルへと育成。令和5年度から大幅に拡充し、これらの技術の取込を強化。



⑦ 総合的な防衛体制の強化のため、関係府省と密に連携

- 関係府省横断の仕組みのもと、総合的な防衛体制の強化に資する研究開発の資金・成果を積極活用。



装備品等の研究開発による技術の民生分野へのスピノフ

次期戦闘機：本格的な最新鋭戦闘機の開発を通じて、**防衛産業はもとより、社会全般への幅広い波及効果**を目指す。



ボーイング787
複合材主翼



医療用骨折時補強
チタンボルト



チタンボルト



ドライブ・バイ・ワイヤ
(デジタル電子制御)



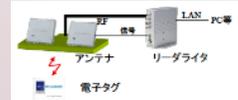
ワイヤレス給電
効率性の高いエネルギー供給



次世代衛星通信
比較的高軌道からの大容量の高速通信



ETC
(狭域アンテナ、
リアルタイム処理)



RFID電子タグ
(指向性アンテナ、リアルタイム処理)



フェイズド
アレイ
レーダ



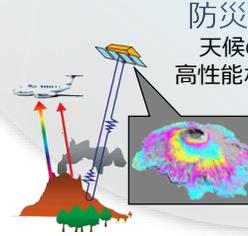
F-2戦闘機



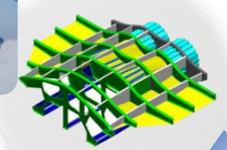
次期戦闘機



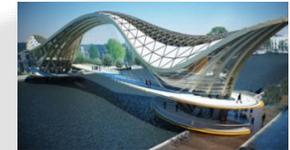
高出力レーダ技術



防災・減災用センサ
天候の影響を受けにくい
高性能な防災・減災用レーダ



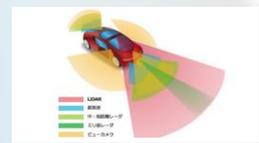
一体化
ファスナレス構造



大規模複合材建築
従来は重量物の建築が困難であった、
地盤が軟弱な場所への大規模な建築



自動運転用レーダ
電磁波の解析技術を活かし、
複雑な形状の車体や路面の水溜りからの
複雑な電波反射を高精度で解析



高精度の状況認識・処理システムを
自動運転技術にも応用



僚機間
通信技術
自律型航空管制システム
位置・速度情報の分散管理による
自律性の高い航空管制の実現



複合材旅客機
複合材の接着組立による
軽量かつ自由な造形を実現



ステルス技術
(電磁波の解析技術)



防衛装備移転の推進

3 文書における防衛装備移転の推進について

国家安全保障戦略

国家防衛戦略

- 防衛装備品の海外への移転は、特にインド太平洋地域における平和と安定のために、力による一方的な現状変更を抑止して、我が国にとって望ましい安全保障環境の創出や、国際法に違反する侵略や武力の行使又は武力による威嚇を受けている国への支援等のための重要な政策的な手段
- 安全保障上意義が高い防衛装備移転や国際共同開発を幅広い分野で円滑に行うため、防衛装備移転三原則や運用指針を始めとする制度の見直しについて検討。その際、三つの原則そのものは維持しつつ、防衛装備移転の必要性、要件、関連手続の透明性の確保等について十分に検討
- 防衛装備移転を円滑に進めるため（、基金を創設し、必要に応じた企業支援※）の各種支援を行うこと等により、官民一体となって防衛装備移転を推進

※「国家防衛戦略」に記載

防衛力整備計画

- 防衛装備移転については、防衛装備品の販路拡大を通じた、防衛産業の成長性の確保にも効果的
- 政府が主導し、官民の一層の連携の下に装備品の適切な海外移転を推進するとともに、基金を創設し、必要に応じた企業支援を実施

防衛装備移転三原則の概要

- かつて政府は**武器輸出三原則等**により、**実質的には全ての地域に対して輸出を認めない**こととしたため、輸出の必要が生じるたびに官房長官談話等を発出し、例外化措置を重ねてきた
- **防衛装備移転三原則**は、**新たな安全保障環境に適合**するよう、これまでの例外化の経緯を踏まえ、**防衛装備移転の考え方を包括的に整理し、その基準と手続を明確化したもの**
- 防衛装備移転は、**国際的な平和と安全の維持の一層積極的な推進**、**同盟国等との安全保障・防衛分野における協力の強化**、さらに、我が国の**防衛生産・技術基盤の維持・強化**、ひいては我が国の**防衛力の向上に資するもの**

【原則 1】移転を禁止する場合を明確化し、次に掲げる場合は移転を認めない

- ① 我が国が締結した条約その他の国際約束に基づく義務に違反する場合
- ② 国連安保理の決議に基づく義務に違反する場合
- ③ 紛争当事国への移転となる場合

【原則 2】移転を認め得る場合を次の場合等に限定し、透明性を確保しつつ、厳格審査

- ① 平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する場合
- ② 国際共同開発・生産の実施
- ③ 安全保障・防衛分野における協力の強化並びに装備品の維持を含む自衛隊の活動及び邦人の安全確保の観点から我が国の安全保障に資する場合 等

防衛装備の海外移転を認め得る案件

- ① 平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する場合
- ② 我が国の安全保障に資する場合
 - **国際共同開発・生産（部品を融通し合うシステムを含む）**
 - 安全保障・防衛協力の強化
 - ・米国からの**ライセンス生産品に係る部品や役務の提供**、米軍への修理等の役務提供
 - ・安全保障面での協力関係がある国に対する**救難、輸送、警戒、監視及び掃海**に係る防衛装備の移転
 - ・国際法違反の侵略を受けているウクライナに対して自衛隊法第 1 1 6 条の 3 の規定に基づき防衛大臣が譲渡する装備品等に含まれる防衛装備の海外移転 等
 - 自衛隊等の活動、邦人の安全確保に必要な輸出
- ③ 誤送品の返送、返送を前提とする見本品の輸出等の安全保障上の観点から影響が極めて小さいと判断される場合

※ 本枠内は、防衛装備移転三原則の運用指針において、移転を認め得る場合として記載されている事項

【原則 3】目的外使用及び第三国移転に係る適正管理の確保

原則として目的外使用及び第三国移転について我が国の事前同意を相手国政府に義務付け

防衛装備移転三原則・運用指針の見直し（2023年12月）の概要

- 2022年12月に策定された**国家安全保障戦略**や与党WTで合意された**政府への提言**を踏まえ、**防衛装備 移転三原則（閣議決定）・運用指針（国家安全保障会議決定）を見直す。**

主な論点

三原則
※3つの原則
そのものは維持

国際共同
開発・生産

ライセンス
生産品の提供

修理等の役務

部品の移転

5 類型

被侵略国への
非武器支援

厳格審査

審議プロセス

主な改正事項

国家安全保障戦略を踏まえ改正（防衛装備移転の意義の追加、安全保障環境認識のアップデート等）。
運用指針は、安全保障環境の変化や安全保障上の必要性等に応じて改正する旨を明記。

パートナー国が完成品を移転した第三国へ、我が国から部品や技術の直接移転を可能に。

米国由来以外も含むライセンス生産品（完成品を含む）をライセンス元国へ提供可能に。
ただし、自衛隊法上の武器に該当する場合、ライセンス元からの更なる提供については、我が国の安全保障上の必要性を考慮して特段の事情がない限り、武力紛争の一環として現に戦闘が行われていると判断される国への提供は除く。

米軍以外の安全保障協力関係のある国に対しても、修理等の役務提供を可能に。

「部品」の定義を明確化(※)した上で、安保協力関係のある国に対しては、部品は総じて移転可能に。
※「完成品の一部として組み込まれているものをいう。ただし、そのみで装備品としての機能を発揮できるものを除く。」

本来業務や自己防護に必要な武器の搭載を可能であることの明確化。

侵略等を受けた国に対し、自衛隊法上の武器には該当しない装備品を移転可能に。
※現在の規定:国際法違反の侵略を受けているウクライナに対して自衛隊法第116条の3の規定に基づき防衛大臣が譲渡する装備品等に含まれる防衛装備の海外移転

自衛隊法上の武器の移転や第三国移転など、移転類型の多様化を踏まえ、厳格審査の視点を拡充。

自衛隊法上の武器の直接移転や第三国移転は、国家安全保障会議での審議・公表を基本。
※初めて移転する国は、すべて国家安全保障会議で、同様の武器を2回目以降移転する場合も、特に慎重な検討が必要な場合には、国家安全保障会議で審議

防衛装備品・技術移転協定の締結状況

- 我が国で行われる防衛装備の海外移転は、**適正管理が確保される場合に限定**されている。
- 具体的には、原則として**目的外使用及び第三国移転について我が国の事前同意を相手国政府に義務付けることが必要**。（一部の場合においては、仕向先の管理体制の確認をもって適正な管理を確保することも可能。）
- 目的外使用及び第三国移転に係る厳格な管理の確保を図ること等、移転される防衛装備品・技術の取扱いに関する**法的枠組みとして、諸外国と防衛装備品・技術移転協定等を締結**。

スウェーデン 
2022年12月発効

ドイツ 
2017年7月発効

英国 
2013年7月発効

フランス 
2016年12月発効

イタリア 
2019年4月発効

UAE 
2024年1月発効

インド 
2016年3月発効

2024年2月現在

※米国とは対米武器・武器技術供与取極を締結

ベトナム 
2021年9月発効

タイ 
2022年5月発効

フィリピン 
2016年4月発効

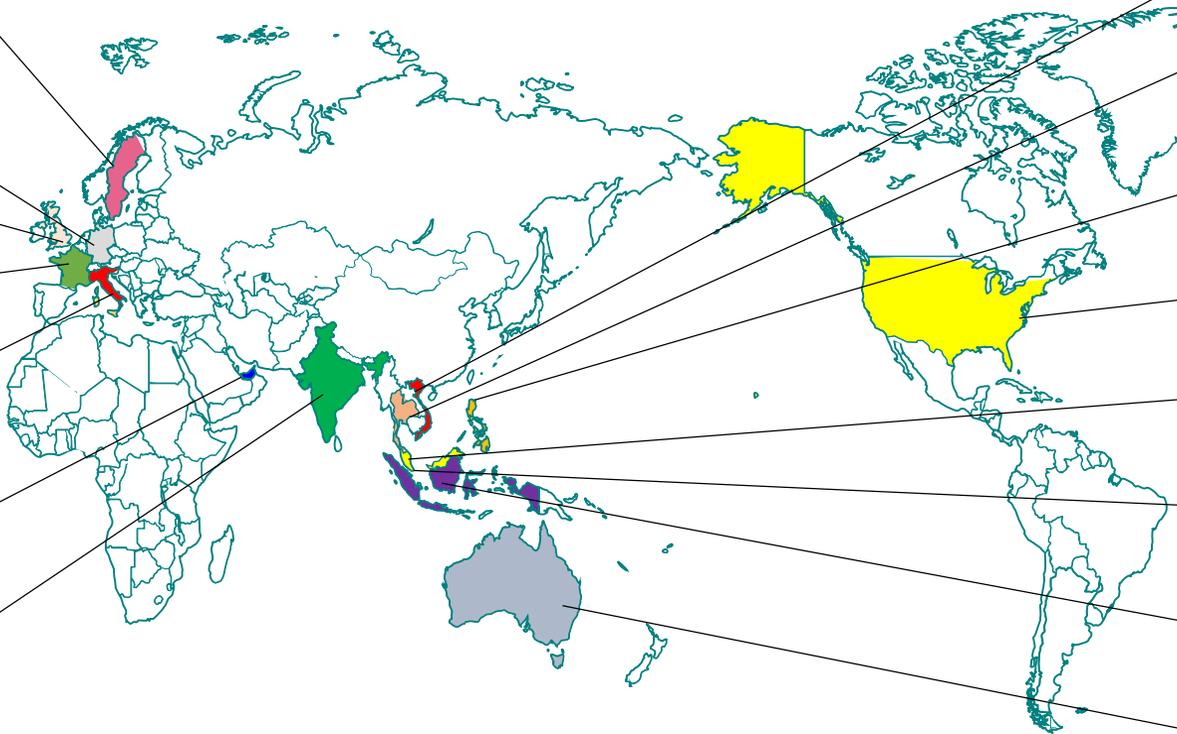
米国 
2006年6月発効※

マレーシア 
2018年4月発効

シンガポール 
2023年6月発効

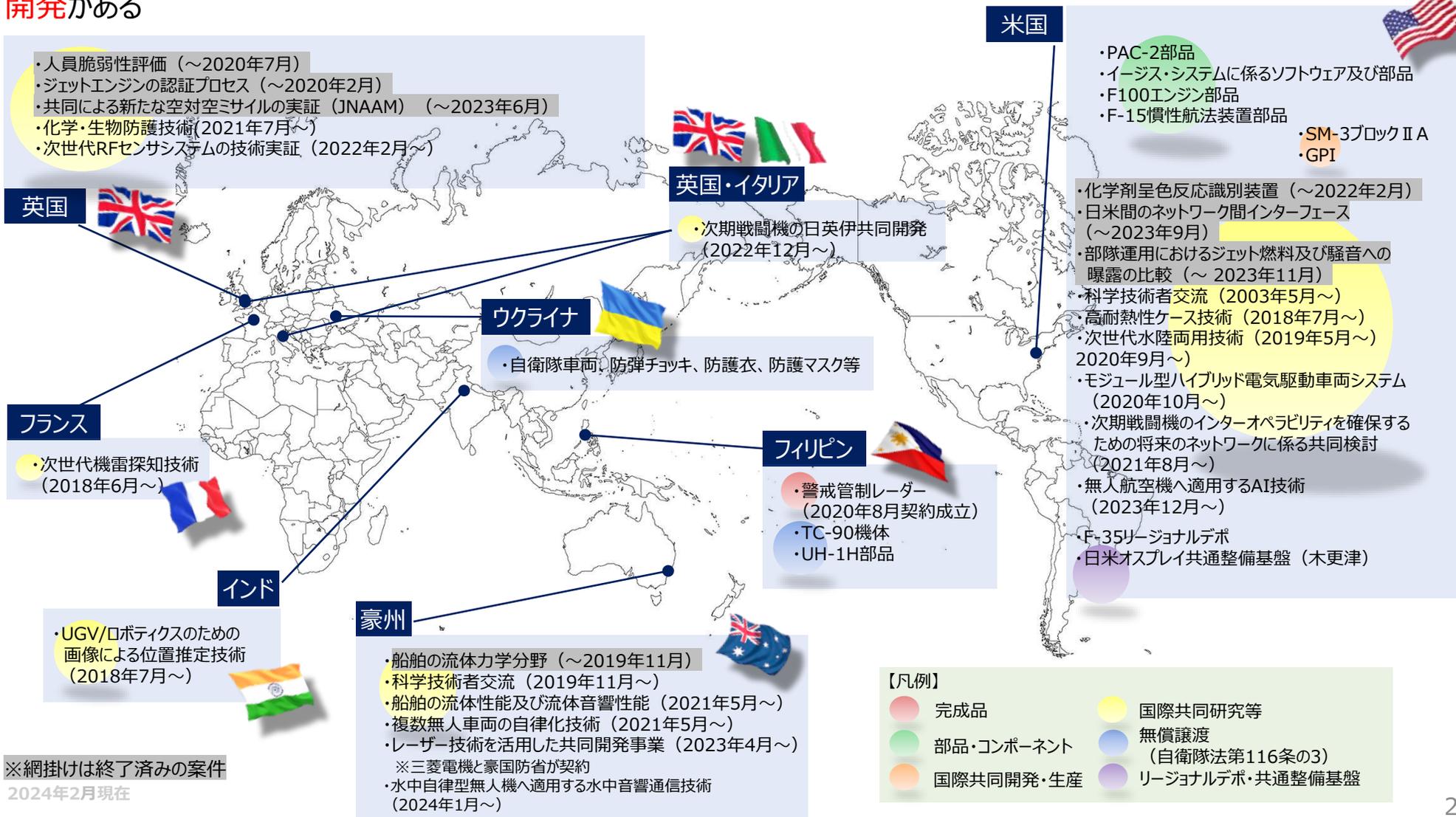
インドネシア 
2021年3月発効

豪州 
2014年12月発効



諸外国との主な防衛装備・技術協力

- 完成装備品の分野での初の移転案件として2020年8月、**フィリピンへの警戒管制レーダーの移転について契約が成立**（2023年10月、1基目レーダーを納入）
- 一方で**先進国との関係**では、既に産業基盤が整備されていることから、**コンポーネント・部品の移転や国際共同研究・開発**がある

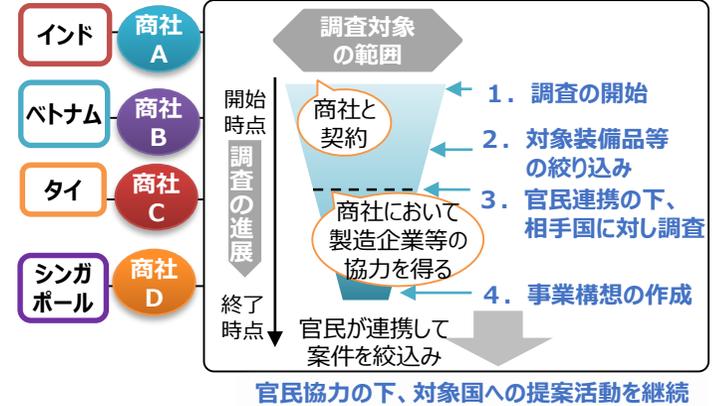


※網掛けは終了済みの案件
2024年2月現在

防衛装備品の海外移転に向けた取組

防衛装備品の海外移転に向けた事業実現可能性調査

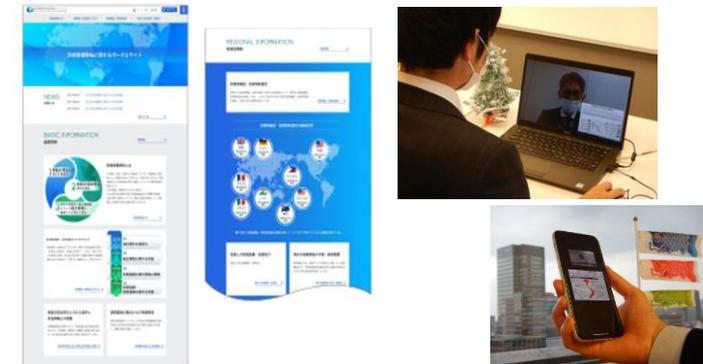
- 防衛装備庁・商社・製造企業が連携して相手国軍を訪問するなど、相手国の潜在的なニーズを把握して提案に向けた活動を行う「**装備移転の事業実現可能性調査**」を2020年度に事業化
- 今年度は、インド・ベトナム・タイ・シンガポールの4か国を対象に実施。



事業実現可能性調査のイメージ

官民間での情報共有の推進

- 官民が協力して装備移転を推進していくため、**官民間で情報共有の場の設置を推進**。まずはそのツールの一つとして、**企業間で広く情報共有・交換が可能なWeb上のポータルサイトを整備**
- また、防衛産業から要望のある「官民間での情報共有の場」の設置に向け、現地の民間ビジネスの経験者等を講師とし先行事例を学習する機会として、**ウェビナーを順次開催**



官民連携ポータルサイトのイメージ

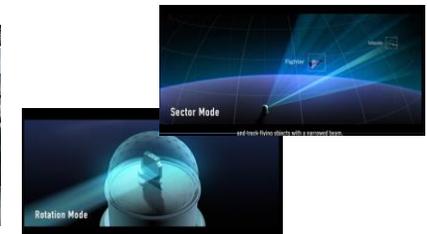
ウェビナーの様子

国際防衛装備品展示会等への出展

- **国際防衛装備品展示会に防衛装備庁ブースを継続的に出展**するとともに、**国内外のフォーラムに随時参加**。相手国要人に見学の場を提供し、装備品の特長などを発信
- 展示会等における情報発信の強化のため、**海外移転の広報動画を作成**



DSEI Japan 2023
(防衛装備庁ブース)



警戒管制レーダーの
海外移転プロモーション動画